

宮川下流漁業協同組合内共内共第 37 号、内共第 44 号 及び内共第 45 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、宮川下流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共内共第 37 号、内共第 44 号及び内共第 45 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、にじます、いわな、こい、おいかわ、うぐい、うなぎ、あじめどじょう、かじか及びよりのぼりをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又による遊漁の場合には第 14 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 14 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 9 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

- 第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）でカエシのない（バーブレス）シングルフック 1 本を使用した竿釣り以外の漁具・漁

法により遊漁をしてはならない。この場合においては、採捕したア欄の魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。

ア.魚種	イ.区域	ウ.期間
やまめ、いわな、にじます	坂上発電所放水口の上流端から飛驒市宮川町忍橋下流端までの区域の宮川及びその間に流れ込む森安谷の宮川合流点から上流100mまでの区域	3月1日から9月9日まで

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模で行わなければならない。

ア.魚種	イ.漁具・漁法	ウ.規模
あゆ	友釣りに限る	釣竿は1本、掛け針は4本以内、逆き針より20cm以内とする。 舟釣り、リール、オトリルアーの使用は禁止止。
やまめ、にじます、いわな、こい、おいかわ、うぐい、うなぎ、あじめどじょう、かじか、よしのぼり (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 (餌釣り、毛針釣り、ルアーフィッシングをいう。ただし手釣はうなぎに限るものとする)	釣竿はやまめ、にじます、いわなを対象とする場合は1本、他の魚種の場合は3本以内、舟の使用は禁止とする。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

漁業の名称	期間
あ ゆ漁業	5月11日以降で組合が定めて公示する日から11月30日まで。
やまめ漁業 いわな漁業 にじます漁業	3月1日から9月9日まで。
こい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 よしのぼり漁業	3月1日から11月30日まで。
あじめどじょう 漁業 かじか漁業	9月1日から11月30日まで。
うぐい漁業	6月1日から11月30日まで。

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア. 区域	イ. 期間	ウ. 魚種
宮川の打保発電所堰堤上流端から上流100メートル下流端から下流100メートルの区域		
宮川の坂上発電所堰堤上流端から上流100メートル下流端から下流100メートルの区域	1月1日 から 12月31日	全魚種
小鳥川の下小鳥発電所堰堤下流端から下流200メートルの区域		
小鳥川の下小鳥発電所放水口の上流50メートルから下流宮川合流点までの区域		
洞谷の大字洞サイノカミ408番地-90より上流全域(林道と洞谷の交わる地点より上流全域)		

天生谷川の飛驒市河合町天生の天生谷川とかんざ くれ谷の合流点より上流全域	
菅沼谷の数河開拓水路取水頭首工より上流全域	
宮川の蟹寺発電所堰堤上流端から上流 100 メート ル下流端から下流 100 メートルの区域	うぐい・ おいか わ

(全長の制限)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うぐい	10 センチメートル
いわな	15 センチメートル
やまめ	15 センチメートル
にじます	15 センチメートル
こい	20 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第 1 号の場合において、遊漁者が高校生以下のときは無料、肢体不自由者（身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者）又は女性のときは同号三に掲げる額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号四に掲げる額とする。

一 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣 (友釣りに限る)	1 日 2,500 円、1 年 12,000 円
雜魚	竿釣 (うなぎに限り手釣、竿釣 とする。)	1 日 1,500 円、1 年 8,000 円

二 第3条で規定するキャッチアンドリリースの場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
やまめ、にじます、いわな	疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）でカエシのない（バーブレス）シングルフック1本を使用した竿釣り	同号一に掲げる雑魚の遊漁料を納付していること

三 肢体不自由者（身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者）又は女性のとき

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣 (友釣りに限る)	1日 1,000円、1年 5,000円
雑魚	竿釣 (うなぎに限り手釣、竿釣とする。)	1日 500円、1年 4,000円

四 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき

魚種	遊漁料	但し、遊漁者が肢体不自由者（身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者）又は女性のときは下記の額とする
あゆ	1日 5,000円	1日 2,000円
雑魚	1日 3,000円	1日 1,000円

2 遊漁料は、組合のウェブサイトにて公表する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、1日遊漁料については、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（特定釣漁場）

第9条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁しようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付し

なければならない。

ア. 区 域	イ. 魚種	ウ. 期間	エ. 料 金
ワキ谷の稻越川と の合流点から上流 1,000mまでの区 域	いわな	3月1日 から 9月9日	来場者に合わせて魚を 放流する いわな 1人・1kg 放流 3,500円
	にじます	まで	にじます 1人・1kg 放流 2,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第 10 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（ただし 1 日遊漁券の氏名、住所については省略することができる。）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬ。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第 13 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。